滋賀県立美術館 Vimeo 利用要領

（目的）

第１条　この要領は、滋賀県立美術館が Vimeoを県民等への情報伝達媒体として利用するために、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. Vimeo

Vimeo,LLC がインターネットにおいて提供する情報サービスをいう。

1. アカウント

個人や企業などが、Vimeo サービスを利用するために取得した権利およびユーザーネームをいう。

1. 公式アカウント

滋賀県立美術館が運用する次のアカウントをいう。

ユーザーネーム：滋賀県立美術館（SMoA）

　　　　　アドレス： https://vimeo.com/shigamuseum

（運用管理者）

第３条　公式アカウントの運用管理は、美術館長（以下、「運用管理者」という。）が行う。

２　運用管理者は、公式アカウントの適切な運用を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。

(1) 公式アカウント上への情報の掲載および削除等の承認、指示

(2) ユーザー情報やパスワード等の管理

(3) 掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応

(4) その他、適切な運用を行うために必要な事項

（投稿者）

第４条　公式アカウントへの投稿は、運用管理者が指定した職員が行う。

（掲載情報）

第５条　公式アカウントでは次に掲げる情報を提供する。

(1) 滋賀県立美術館の展覧会やイベントに関する情報

(2) その他運用管理者が適当と認めるもの

２　滋賀県立美術館が別途定める「ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づき、適切な情報の提供に努める。

（禁止事項）

 第６条　公式アカウントでは、次の各号に該当する利用者からのコメントを禁止する。

(1) 法令等に違反し、または違反するおそれがあるもの

(2) 公の秩序または善良の風俗に反するもの

　(3) 人種、思想、信条等を差別し、または差別を助長させるもの

(4) 本人の承諾なく個人情報を掲載する等プライバシーを侵害するもの

(5) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの

(6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの

(7) 政治または宗教の活動を目的とするもの

(8) 虚偽や事実と異なる内容を含むもの

(9) わいせつな表現を含むもの

(10)掲載記事と無関係なもの

(11)その他、運用管理者が不適切と判断するもの

２　利用者からのコメントについて、運用管理者が前項の各号に該当すると判断した場合は、コメントの投稿者に断りなく、コメントの全部または一部を削除する。

（著作権）

第７条　公式アカウントに掲載されている写真、イラスト、音声、動画および掲載情報等の著　作権は、滋賀県または正当な権利を有するものに帰属する。

（アカウント運用者の明示）

第８条　なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、公式アカウントのアドレス等を滋賀県　公式ホームページ上に明示する。

（免責事項）

第９条 滋賀県は、公式アカウントに投稿された利用者からのコメントについて、一切の責任を負わない。

２　滋賀県は、コメントの投稿者間、もしくはコメントの投稿者と第三者間のトラブルによって、コメントの投稿者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を 負わない。

（その他）

第10条　この要領に定めのない事項は運用管理者が別に定める。

付 則 本要領は、令和３年４月１４日から施行する。